

別表第1（第2条、第3条関係）

建設工事請負契約に係る指名停止基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 北斗市の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>(2) 北斗市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(3) 道内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>(5) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(6) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
(7) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
(8) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内
(贈賄)	
(9) 次のア、イ又はウに掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。	12箇月以上24箇月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。	9箇月以上18箇月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。	6箇月以上12箇月以内
(10) 次のア、イ又はウに掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
ア 代表役員等	6箇月以上18箇月以内
イ 一般役員等	4箇月以上12箇月以内
ウ 使用人	2箇月以上6箇月以内
(11) 次のア、イ又はウに掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から

ア 代表役員等	4箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等	2箇月以上6箇月以内
ウ 使用人	1箇月以上3箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
(12) 市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から9箇月以上18箇月以内
(13) 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から4箇月以上18箇月以内
(14) 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合)	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内
(15) 市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から9箇月以上24箇月以内
(16) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から4箇月以上24箇月以内
(17) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為)	当該認定をした日から2箇月以上12箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(18) 市発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100	

号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不 適当であると認められるとき。	
(19) 道内における契約に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不 適当であると認め るとき。 (不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から1箇月以 上9箇月以内
(20) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不 誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不 適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以 上12箇月以内
(21) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以 上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規 定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方と して不 適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以 上9箇月以内

別表第2 (第2条、第3条関係)

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
(1) 北斗市の発注する契約に係る競争入札の執行の際に 提出させる入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の 相手方として不 適当であると認められるとき。 (過失による粗雑な契約履行)	当該認定をした日から1箇月以 上6箇月以内
(2) 北斗市と締結した契約(以下この表において「市発注 契約」という。)の履行に当たり、過失により当該契約 の履行を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であ ると認められるときを除く。)	当該認定をした日から1箇月以 上6箇月以内
(3) 道内における契約で前号に掲げるもの以外のもの(以 下この表において「一般契約」という。)の履行に当た り、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合におい て、瑕疵が重大であると認められるとき。 (契約違反)	当該認定をした日から1箇月以 上3箇月以内

<p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(5) 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(6) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(7) 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(8) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(贈賄)</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2箇月以内</p>
<p>(9) 次のア、イ又はウに掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者であ</p> <p>に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月以上24箇月以内</p> <p>9箇月以上18箇月以内</p>

ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。	6箇月以上12箇月以内
(10) 次のア、イ又はウに掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
ア 代表役員等	6箇月以上18箇月以内
イ 一般役員等	4箇月以上12箇月以内
ウ 使用人	2箇月以上6箇月以内
(11) 次のア、イ又はウに掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
ア 代表役員等	4箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等	2箇月以上6箇月以内
ウ 使用人	1箇月以上3箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
(12) 市発注契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から9箇月以上18箇月以内
(13) 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から4箇月以上18箇月以内
(14) 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内
(競売入札妨害又は談合)	
(15) 市発注契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から9箇月以上24箇月以内
(16) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその	当該認定をした日から4箇月以

<p>使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>上24箇月以内</p>
<p>(17) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上12箇月以内</p>
<p>(18) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から1箇月以上12箇月以内</p>
<p>(19) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>

様式第1号(第5条関係)

競争入札参加指名停止書

第 号  
年 月 日

様

北斗市長

印

北斗市が行う  
とおり停止したので通知します。

に係る指名競争入札に関する指名を次の

1 指名停止の期間

年 月 日から  
年 月 日まで

2 指名停止の理由

( 部 課 係)



様式第2号(第5条関係)

競争入札参加指名停止期間変更通知書

第 号  
年 月 日

様

北斗市長



年 月 日付け 第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止期間を次のとおり変更したので通知します。

- |           |     |         |
|-----------|-----|---------|
| 1 指名停止の期間 | 変更前 | 年 月 日から |
|           |     | 年 月 日まで |
|           | 変更後 | 年 月 日から |
|           |     | 年 月 日まで |

2 指名停止期間変更の理由

( 部 課 係)

様式第3号(第5条関係)

競争入札参加指名停止解除通知書

第 号  
年 月 日

様

北斗市長

印

年 月 日付け 第 号で通知した指名競争入札に関する指名停止を 年 月 日付けで解除したので通知します。

指名停止解除の理由

( 部 課 係)

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)